

(仮 訳)

EC バルニエ委員へ

金融庁

2013年6月14日

ECに対し、ESMAによるECへの技術的助言の提出期限（レター発出時点で6月15日）を延期するための早急な対応を取ることを緊急に要請したい。米国・欧州・日本の当局間で、同等性の確立に向けた議論や、米国・欧州・日本の各法の下で取引に適用される規制に対する相互の認証のための議論が二国間にて進行中である一方、同等なものとして評価された規制は今のところなく、そのような同等性を確立するための更なる時間が必要であることは明らかである。この同等性のテストは、各法域の規制当局がお互いの規制・監督を信頼し、抵触、不整合、重複及びギャップを避けることを可能とするために極めて重要である。さらに、規制の実施の詳細が市場参加者に明らかになる前ではなく、その後、関連規定が施行されるべきであることも、重要な点である。

同等性を評価する際、厳密な個々の規制毎の比較を試みるのではなく、各国の立法、規制及び監督の枠組みによってもたらされる効果が、同等か否かを評価することが不可欠である。同等性評価に関する手続の詳細はできるだけ明確にされるべきである。更に、CPSS-IOSCOの金融市場インフラのための原則（FMI原則）といった共通の国際原則が、可能な限り、同等性を評価する際の基本的な要素として使用されるべきである。そうでなければ、国際基準の基準としての価値が損なわれるほか、これを各国が実施するインセンティブも損いかねない。

おそらくご認識のとおり、上述の議論の結果に関する不確実性は広がりつつあり、各市場において、関連規則の適用を減少、迂回、又は回避することを市場参加者に促す結果となってきた。取引量に関する正確な数字は持ち合わせていないが、全ての主要市場において、これらの取引量が大きく減少しているように思われる。我々は、店頭デリバティブ取引を清算集中へと誘引しつつ、非清算集中取引も不当に抑圧しないことを常に意図してきたのであるが、現在の状況は我々の完全に意図しないものである。この状況が続けば、資金の貸し手によるヘッジ取引が不可能となるか、少なくとも大きく妨げられるため、店頭デリバティブ取引量の急激な減少が我々の経済の回復や成長に有害な影響を与えかねない。

それゆえ、貴当局が必要な短期的な対策を早急にとるよう行動することを要求するとともに、この問題を解決するための主要当局間の努力をさらに促進させたいと考える。G20及びFSBは、米国・欧州・日本を含む主要市場間での実施に関する共通のタイムラインについての合意形成を主導すべきである。

もし我々自身が、相互信頼の下で、調和され、かつ、調整された規制アプローチを確立することができなければ、市場参加者に対する有害でコストの高い影響が生じ、市場における不確実性は更に悪化するだろう。店頭デリバティブ市場は、市場参加者が効率的で適時にリスクエクスポージャーをヘッジすることを可能とする必要不可欠な金融市場である。米国・欧州・日本によって協調されたアプローチが最良の対応策であることを、協力する意思さえあれば、証明することができる。

反対に、もし EC が日本の立法・規制・監督枠組みが欧州のものと同等でないと決定した場合、日本の CCP は認証を得ることができず複数の規制に服することを強いられ、日本を取引相手方とする欧州の金融機関による取引に負の影響を与えるだろう。日本においても、国際礼譲や国際原則に基づくルールの調和に基づく日本の規制に関するアプローチを見直すことを強えられるほか、外国の市場参加者やインフラに対する我々の規制アプローチを見直す必要が生じるかもしれない。